

墨田区 コミュニティ・スクール

～「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて～

なぜ、今、コミュニティ・スクールなのでしょうか

学校における働き方改革の推進や不登校、いじめ、感染症対策、防災など学校や地域が抱える社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくためには、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進が必要となる。

（出典 「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ」（令和4年3月））

地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現のために、地域が「当事者」として、学校運営に参画できる仕組みづくりが必要となります。

「コミュニティ・スクール」の導入へ

コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会を設置した学校」

- コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する保護者や地域住民等が、一定の権限をもって学校運営に参画する仕組みである「学校運営協議会」を置く学校のことです。
- 学校運営協議会では、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映させ、地域・保護者・学校が一体となって、よりよい学校教育活動と特色ある学校づくりを推進し、地域に信頼される学校運営を行うことが求められます。



墨田区の現在の状況とこれからの予定

墨田区では、平成13年度から「学校運営協議会」を全区立小・中学校に設置し、平成22年度から名称を「学校運営連絡協議会」に改め、全区立幼稚園にも拡大し、現在に至っています。

令和5年度から、小学校において、「コミュニティ・スクール」のモデル実施を開始しました。

令和8年度には、区立小学校2校、区立中学校全10校を「コミュニティ・スクール」として指定し、組織運営を行っていきます。

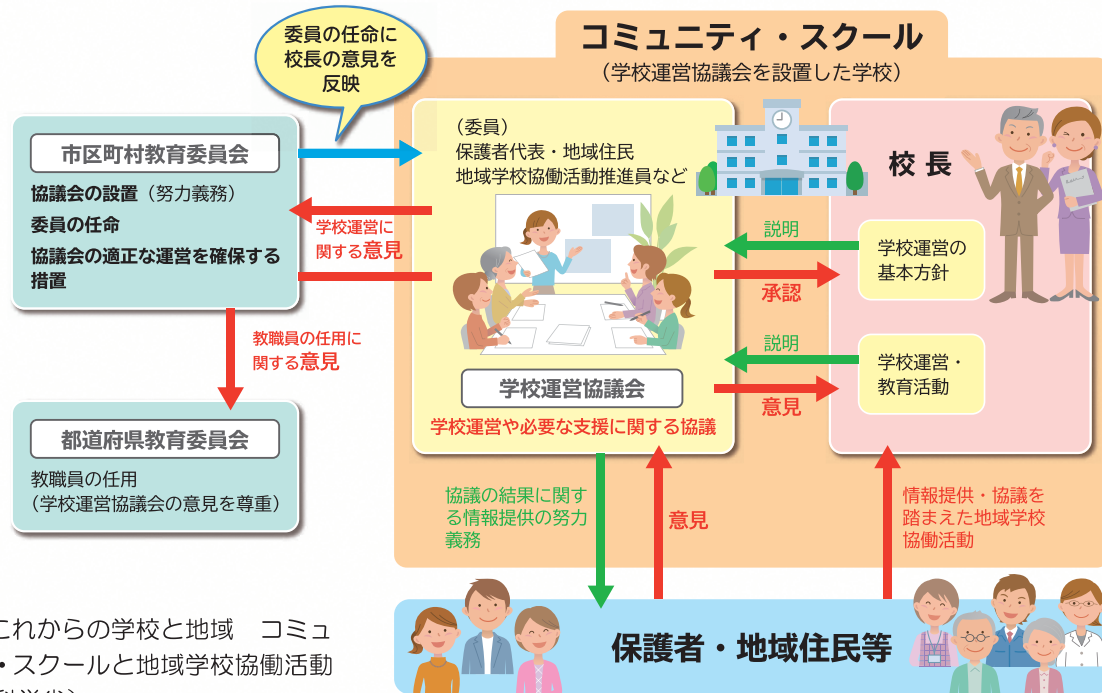
今後、順次、全区立幼稚園、小学校に導入していく予定です。



墨田区教育委員会

「地域とともにある学校づくり」、「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて コミュニティ・スクールとは、 学校運営協議会を設置した学校のことです。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)の仕組み



出典：これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動 (文部科学省)

学校運営協議会の主な3つの役割

- 1 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 2 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- 3 教員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5より)

コミュニティ・スクールを導入することで

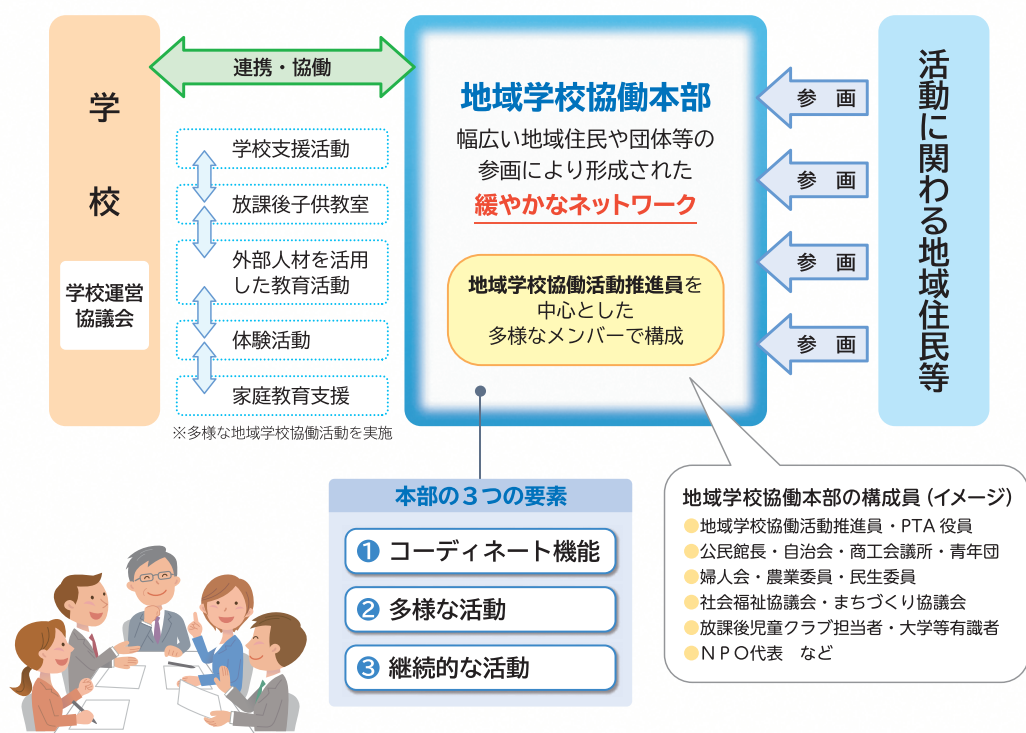
- 保護者、地域住民等も子供たちへの教育の当事者になり、責任感をもって積極的に子供への教育に携わることができるようになります。
- 保護者、地域住民等、異なる立場にあるものが、「子供や学校の未来」、「地域の未来」について、考えを出し合い、一緒になって取り組むなどして、よりよい結論を導き出します(熟議と協働)。
- 保護者や地域住民等にとって学校運営や教育活動への参画は、自己有用感や生きがいにつながります。さらに、子供たちの学びや体験が充実します。
- 保護者や地域住民等と学校とが、顔の見える関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- 地域の課題解決に向けた取組や大規模災害時の緊急対応等に学校と地域が一体となって取り組むことができます。

「地域とともにある学校づくり」、「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて
**地域学校協働活動とは、学校と地域が相互に
 パートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。**

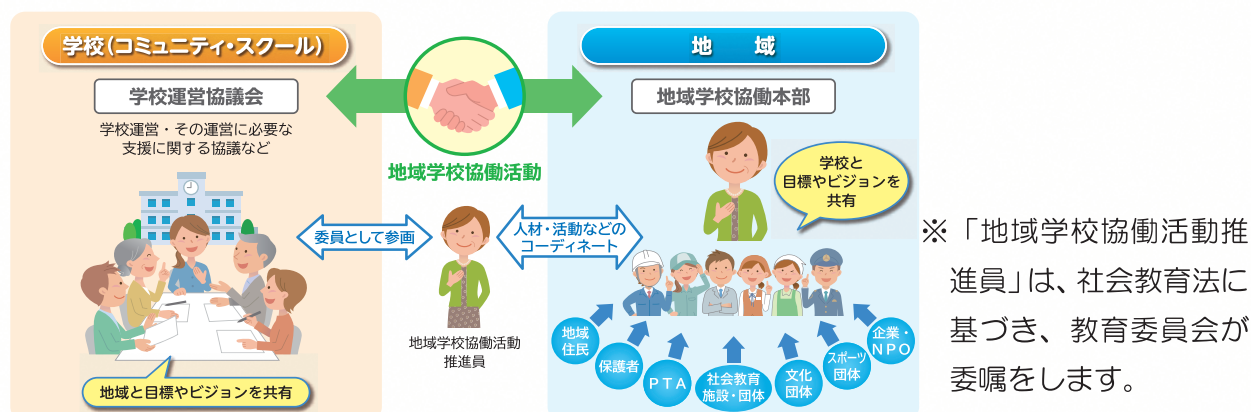
地域学校協働活動の実際

- 学校の授業終了後又は休業日において、学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
 - ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
 - 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して、学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動
- （社会教育法第5条）

地域学校協働活動の推進のための「地域学校協働本部」の整備



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として



コミュニティ・スクールに関するQ & A

Q コミュニティ・スクールは、都内でどれくらい導入されているのですか。

A 都内の区市町村の公立学校では、導入が努力義務となった平成30年度以降、急激に増えてきており、39.5%で導入されています。全国平均は58.7%で、東京都はそれを下回っています。
(文部科学省「令和6年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より)

Q 学校運営協議会の委員は、どのような人ですか。

A 保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、対象学校の校長・教職員、学識経験者、教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命します。

Q 学校運営協議会で行われる「熟議」とは、どのようなものなのでしょうか。

A 多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら、課題解決を目指す対話のことを指します。

活発な議論により、多くの人の意見を学校運営に反映することが可能になります。



Q 地域学校協働活動推進員とは、どのような役割を担うのでしょうか。

A 学校と地域とをつなぐコーディネーターの役割を担います。具体的には、「地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案」、「学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整」、「地域ボランティアの募集・確保」などを行います。

コミュニティ・スクールの情報について

○文部科学省ホームページ

・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm



・学校と地域でつくる学びの未来

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/index.html>



○全国コミュニティ・スクール連絡協議会ホームページ

<https://japan-cs.org/>



出典 これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動（文部科学省）
(https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/korekaranogakkoutotiiki_pamphlet2020.pdf)

墨田区教育委員会事務局

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

（学校運営協議会に関すること） 指導室

03-5608-6307（直通）

（地域学校協働本部に関すること） 地域教育支援課

03-5608-1433（直通）

令和8年2月発行



ひと、つながる。
墨田区